

土地改良法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

香川県知事 浜田恵造

## 香川県規則第24号

### 土地改良法施行細則の一部を改正する規則

土地改良法施行細則（昭和56年香川県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第25号様式（第11条関係）</p> <p>県営土地改良事業施行申請書</p> <p>年　月　日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p>申請人 住 所 氏 名 ㊞ (15人以上連署)</p> <p>所在地 名称 代表者氏名 ㊞</p> <p>地区を受益地域として県営土地改良事業（　　事業）を施行されたく、土地改良法（以下「法」という。）第85条第1項の規定により、次の書類を添えて申請します。</p> <p>記</p> <p>1 法第85条第2項の規定により公告した事項を記載した書面 2 法第85条第2項の同意があったことを証する書面 3 法第85条第3項の同意があったことを証する書面 4 法第85条第4項において準用する法第5条第5項の意見を記載した書面 5 法第85条第5項において準用する法第5条第3項の規定による協議における意見を<u>全て</u>記載した書面 6 法第85条第5項において準用する法第5条第6項の承認があったことを証する書面 7 法第85条第5項において準用する法第5条第7項の同意があったことを証する書面 8 法第85条第7項の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書の写し 9 換地計画を定める土地改良事業にあっては、従前地各筆調査及び公図の写し 10 申請人代表者の選任届 11 造成された施設の管理等を承諾する書面 12 事業費の負担について同意を証する書面又は議決のあったことを証する書面 <u>(注) 1 記1の書面には、市町長の公告したことを証する書面を添付すること。</u> <u>2 農地中間管理機構が申請する場合は、記10の書面は添付を要しない。</u></p>	<p>第25号様式（第11条関係）</p> <p>県営土地改良事業施行申請書</p> <p>年　月　日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p>申請人 住 所 氏 名 ㊞ (15人以上連署)</p> <p>所在地 名称 代表者氏名 ㊞</p> <p>地区を受益地域として県営土地改良事業（　　事業）を施行されたく、土地改良法（以下「法」という。）第85条第1項の規定により、次の書類を添えて申請します。</p> <p>記</p> <p>1 法第85条第2項の規定により公告した事項を記載した書面 2 法第85条第2項の同意があったことを証する書面 3 法第85条第3項の同意があったことを証する書面 4 法第85条第4項において準用する法第5条第5項の意見を記載した書面 5 法第85条第5項において準用する法第5条第3項の規定による協議における意見を<u>すべて</u>記載した書面 6 法第85条第5項において準用する法第5条第6項の承認があったことを証する書面 7 法第85条第5項において準用する法第5条第7項の同意があったことを証する書面 8 法第85条第7項の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書の写し 9 換地計画を定める土地改良事業にあっては、従前地各筆調査及び公図の写し 10 申請人代表者の選任届 11 造成された施設の管理等を承諾する書面 12 事業費の負担について同意を証する書面又は議決のあったことを証する書面 <u>(注) 記1の書面には、市町長の公告したことを証する書面を添付すること。</u></p>

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第25号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。